

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 39(あ)2614	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	所得税法違反	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 40 年 9 月 8 日	原審裁判年月日	昭和 39 年 11 月 9 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 19 卷 6 号 630 頁		

判示事項	<ul style="list-style-type: none"> 一 売買代金債権が所得税法第一〇条第一項後段にいう「収入すべき金額」となる時期。 二 いわゆる解約手附として受領した金額は右の「収入すべき金額」に当るか。
裁判要旨	<ul style="list-style-type: none"> 一 売買代金債権は、法律上これを行することができるようになったときに、所得税法第一〇条第一項後段にいう「収入すべき金額」となる。 二 いわゆる解約手附として受領した金額は、そのままでは、右の「収入すべき金額」に当たらない。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>弁護人岡崎源一の上告趣意第一点について。</p> <p>所論は、単なる法令違反および事実誤認の主張であつて、いずれも上告適法の理由に当たらない。なお、被告人の本件確定申告を、所得税法六九条一項にいう不正の行為に当るものとした原審の判断は、相当である。</p> <p>同第二点について。</p> <p>所論は、単なる法令違反および事実誤認の主張であつて、いずれも上告適法の理由に当たらない。なお、所得税法一〇条一項にいう収入すべき金額とは、収入すべき権利の確定した金額をいい、その確定の時期は、いわゆる事業所得にかかる売買代金債権については、法律上これを行することができるようになったときと解するのが相当である。そして、原審の認定した事実によると、所論売買契約にもとづく一億二〇〇〇万円の代金債権は、昭和三四年度に行使することができるようになったものであるから、これを同年度に収入すべき金額であるとした原審の判断は、結論において正当であるといわなければならない。また、所論二〇〇〇万円は、原審の認定した事実によると、いわゆる解約手附として受取つたものであるところ、解約手附は、両当事者が契約の解除権を留保するとともに、これを行使した場合の損害賠償額となるものとして、あらかじめ授受するに過ぎないものであつて、それを受取つたからといって、それを受取るべき権利が確定しているわけではないから、そのままでは、前記収入すべき権利の確定した金額には当たらないものと解するのが相当である。</p> <p>同第三点について。</p> <p>所論は、単なる法令違反の主張であつて、上告適法の理由に当たらない。</p> <p>また、記録を調べても刑訴法四一條を適用すべきものとは認められない。</p> <p>よつて、同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定す</p>

る。

(裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦
裁判官 石田和外)

※参考：判例タイムズ 183 号 137 頁、判例時報 425 号 44 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増
補版〉RETIO1054 頁